

三 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと。

五 前各号に規定する事由に準ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。

2 前項の規定に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき更正を行う。

3 第百五十一条の四第四項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）の規定は、第一項の規定による修正申告書又は前項の更正について準用する。この場合において、同条第四項第一号及び第二号中「第一項又は第二項に規定する提出期限」とあるのは「第一百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する提出期限」と、同号中「第一百五十一条の四第一項又は第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）」とあるのは「第一百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）」と読み替えるものとする。

第一百五十三条中「確定所得申告書の記載事項」を「確定所得申告」に、「確定損失申告書の記載事項」

を「確定損失申告」に、「第一百五十三条の五」を「第一百五十三条の六」に改める。

第一百五十三条の二第一項中「をした日」を「の日」に、「確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等。次条第一項及び第一百五十三条の四（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の更正の請求の特例）において同じ。）が過大である」を「年分の所得税につき次に掲げる場合に該当することとなる」に、「第六十条の二第六項各号」を「同項各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第百二十条第一項第三号、第五号又は第七号（確定所得申告）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

一 第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号又は第一百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（確定損失申告）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第一百五十三条の二第二項中「第六十条の二第六項各号」を「同項各号」に、「「第六十条の二第八項」

を「〔同条第八項〕に改め、同条第三項中「第六十条の二第六項各号」を「同項各号」に改める。

第一百五十三条の二第一項中「確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等が過大である」を「年分の所得税につき前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなる」に改める。

第一百五十三条の四第一項中「つき同条第六項本文」を「つき、同条第六項本文」に、「。」又は「」を「。」若しくは「」に改め、「あつたこと」の下に「又は第一百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）の規定による修正申告書の提出若しくは次条の規定による更正の請求に基づく更正があつたこと」を加え、「確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等が過大」を「所得税につき第一百五十三条の二第一項各号（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）に掲げる場合に該当すること」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「つき」の下に「第一百五十一条の二第一項（国外転出をした者が帰国をした場合等の修正申告の特例）の規定による修正申告書を提出した日又は」を加え、「（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）」を削り、同項第二号中「により」を「があつたこと又は同項本文の規定が

適用されないこととなつたことにより、「に、「前条第一項」を「第一百五十二条の三第一項（非居住者である受贈者等が帰国をした場合等の修正申告の特例）若しくは第百五十一条の六第一項の規定による修正申告書を提出した日又は前条第一項若しくは次条」に改め、同条第二項中「同条第六項本文又は」を「同条第六項本文若しくは」に改め、「あつたこと」の下に「又は第一百五十二条の六第一項の規定による修正申告書の提出若しくは次条の規定による更正の請求に基づく更正があつたこと」を加え、「確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大」を「所得税につき第一百五十三条の二第一項各号に掲げる場合に該当すること」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「つき」の下に「第一百五十二条の二第一項の規定による修正申告書を提出した日又は」を加え、同項第二号中「により」を「があつたこと又は同項本文の規定が適用されないこととなつたことにより、」に、「前条第一項」を「第一百五十二条の三第一項若しくは第百五十一条の六第一項の規定による修正申告書を提出した日又は前条第一項若しくは次条」に改める。

第一百五十二条の五中「をした日」を「の日」に、「確定申告書に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する税額等（当該税額等につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は

更正後の税額等)が過大である」を「年分の所得税につき第百五十三条の二第一項第一号(国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例)に掲げる場合に該当することとなる」に改め、第二編第七章中同条を第百五十三条の六とする。

第一百五十三条の四の次に次の二条を加える。

(遺産分割等があつた場合の更正の請求の特例)

第一百五十三条の五 相続の開始の日の属する年分の所得税につき第六十条の三第一項から第三項まで(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用を受けた居住者について生じた第百五十一条の六第一項(遺産分割等があつた場合の修正申告の特例)に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該居住者の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき第百五十三条の二第一項各号(国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例)に掲げる場合に該当することとなるときは、その相続人は、当該遺産分割等の事由が生じた日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

第一百六十一条第一項第四号中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第一百六十五条の六第四項第七号中「政令で定める利子を除き、」を削り、同条第七項中「第九十五条第十一項及び第十二項」を「第九十五条第十項及び第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第一百六十六条中「前編第五章」の下に「及び第六章」を加え、「源泉徴収票」を「交付される源泉徴収票」に改め、「を行う居住者」を削り、「を国内において行う非居住者」を「(第一百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に定める国内源泉所得に係るものに限る。)」に改め、「を行なう」を削り、「を国内において行う」を「(第一百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に定める国内源泉所得に係るものに限る。)」に、「申請」中「業務を開始した」を「申請」中「業務を開始した場合」に、「を国内において開始した」と、「(第一百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に定める国内源泉所得に係るものに限る。)」を「(開始した場合)と、」に、「場合」中「業務を開始した」を「場合」中「業務」に、「を国内において開始した」と読み替える」を「(第一百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に定める国内源泉所得に係るものに限る。)」と読み替える」

に改める。

第三編第二章第二節第二款の二を削る。

第一百九十五条の二第一項第三号中「個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに」を削る。

第一百九十八条に次の二項を加える。

6 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書（以下この項において「扶養控除等申告書」という。）の提出を受ける給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該扶養控除等申告書に記載されるべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族その他財務省令で定める者（以下この項において「控除対象配偶者等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該扶養控除等申告書の提出の前に、当該控除対象配偶者等に係る給与等の支払を受ける居住者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その給与等の支払を受ける者は、第一百四十四条第一項及び第一百九十五条第一項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。

ただし、当該扶養控除等申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている控除対象配偶者等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 扶養控除等申告書

二 退職所得の受給に関する申告書

三 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

第二百三条の五中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項の規定による申告書の提出を受ける公的年金等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族その他財務省令で定める者（以下この項において「控除対象配偶者等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前に、当該控除対象配偶者等に係る第一項の居住者から第二百九十八条第六項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、第一項の規定にかかわらず、当該公的年金等の支払者に提出する同項の規定による申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が

当該帳簿に記載されている控除対象配偶者等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

第二百二十四条第一項中「」を有しない者」の下に「その他政令で定める者」を加え、「（平成十四年法律第百五十三号）」を削る。

第二百二十四条の三第一項、第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項及び第二百二十四条の六中「法人番号を有しない者」の下に「その他政令で定める者」を加える。

第二百二十八条の三の二中「である居住者」を「（役員又は使用人であつた者を含む。）で次に掲げる者のいづれかに該当するもの」に改め、「翌年三月三十一日」の下に「（第一号に掲げる者に該当するものに係る調書にあつては、翌年四月三十日）」を加え、同条に次の各号を加える。

一 居住者

二 非居住者のうち、当該供与等を受けた経済的利益の価額の全部又は一部が第一百六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得となるものを受けた者

第二百三十二条第一項及び第二百三十三条中「これらの業務を国内において」を「第一百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るこれらの業務を」に改める。

第二百二十八条第一項中「に係る所得税額」を削り、「（非居住者に対する準用）」を「（申告、納付及び還付）」に改め、同条第三項中「確定所得申告」若しくは「を「確定申告」」に、「する場合の確定所得申告」（これらの規定を第百六十六条において準用する場合を含む。）、第百五十一条の二第一項若しくは第二項〔〕を「をする場合の確定申告」、第百五十一条の四第一項若しくは第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）、第百五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）若しくは第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の）に、「第百六十六条の三（修正申告の特例）」を「第百六十六条」に改める。

第二百四十二条中「確定所得申告」若しくは「を「確定申告」」に、「確定所得申告」（これらの規定を第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）、第百五十一条の二第一項若しくは第二項〔〕を「確定申告」、第百五十一条の四第一項若しくは第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）、第百五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）若しくは第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の）に、「第百六十六条の三（修正申告の特例）」を「第百六十六条（申告、納付及び還付）」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「新株予約権」を「譲渡制限付株式」に改め、「第五十四条」の下に「・第五十四条の二」を加える。

第二条第十二号の九イ中「の日において当該分割に係る」を「により分割法人が交付を受ける」に、「分割法人が交付を受ける」を「分割承継法人によつて交付される当該」に改め、「全てが」の下に「当該分割の日において当該」を加え、「の当該」を「又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの」に改め、同号口中「交付されない分割」を「ない分割（以下この号及び次号において「無対価分割」という。）」に、「当該分割」を「当該無対価分割」に改め、同条第十二号の十イ中「の日において当該分割に係る分割対価資産が」を「により分割法人が交付を受ける分割対価資産が当該分割の日において当該」に、「分割対価資産が交付されるものに限る」を「無対価分割を除く」に改め、同号口中「分割対価資産が交付されない分割」を「無対価分割」に、「当該分割」を「当該無対価分割」に改め、同条第十二号の十四中「の移転を行うもの及び」を「（以下この号において「国

「内資産等」という。) の移転を行うもの (当該国内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものを除く。) 、」に改め、「内国法人」の下に「又は他の外国法人」を加え、「の移転を行うもの並びに」を「(以下この号において「国外資産等」という。) の移転を行うもの (当該他の外国法人に国外資産等の移転を行うものにあつては、当該国外資産等が当該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものに限る。) 及び内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行うもので当該国外資産等の全部又は一部が当該外国法人の恒久的施設に属しないもの (国内資産等の移転を行ふものに準ずるものとして政令で定めるものに限る。) 並びに」に改め、同条第三十三号中「(外国法人に対する準用)」を「(申告及び納付)」に改め、同条第三十五号中「(期限後申告書)」を「(期限後申告)」に改め、同条第三十六号中「(修正申告書)」を「(修正申告)」に改め、同条第三十七号中「(外国法人に対する準用)」を「(青色申告)」に改める。

第十条の三第四項中「ものとし、当該外国法人を合併法人とする適格合併により当該適格合併に係る被合併法人である他の外国法人から恒久的施設の移転を受けた場合その他の政令で定める場合を除く」を削り、「政令で定める規定」の下に「(以下この項において「対象規定」という。)」を加え、同項に次の

ただし書を加える。

ただし、当該外国法人を合併法人とする適格合併による当該適格合併に係る被合併法人である他の外國法人の恒久的施設に係る事業の移転その他の政令で定める事由による事業の移転を受けたことにより恒久的施設を有することとなつた場合において、当該恒久的施設を通じて行う事業（その移転を受けた事業に限る。）に係る第百四十二条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を計算するときの対象規定の適用については、この限りでない。

第十七条第一号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第二十六条第三項中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に改める。

第三十四条第一項中「第五十四条第一項」を「第五十四条の二第一項」に改め、同項第二号中「利益に関する」を「利益の状況を示す」に改め、「算定される」の下に「額を支給する」を、「ものに限る。」の下に「並びに第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式（将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるものに限る。）及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式による給与」を加え、同項第三号イ中「そ

の算定方法」を「その支給額の算定方法」に、「に関する指標」を「の状況を示す指標（利益の額、利益の額に有価証券報告書」に、「(3)において「有価証券報告書」という。）」を「をいう。イにおいて同じ。」に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の利益に関する指標として政令で定めるもので、「有価証券報告書」に改める。

第二編第一章第一節第四款第七目の二の目名を次のように改める。

第七目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等

第五十四条第一項中「この条」を「第四項まで」に、「に係る費用」を「を受けたことによる費用の額又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかつたことによる損失」に改め、同条第四項中「確定申告書に当該」を「第一項の」に、「その発行」を「発行」に、「当該」を「その」に、「の添付をしなければ」を「を当該事業年度の確定申告書に添付しなければ」に改め、第二編第一章第一節第四款第七目の二中同条を第五十四条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)

第五十四条 内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につ

きその対価として当該内国法人又は当該内国法人との間に当該内国法人の発行済株式若しくは出資（当該内国法人が有する自己の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）を除く。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の譲渡制限付株式（譲渡についての制限その他の条件が付されている株式として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式（以下この項及び第三項において「特定譲渡制限付株式」という。）が交付されたとき（内国法人を合併法人とする合併により当該合併に係る被合併法人の当該特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該内国法人の譲渡制限付株式その他の政令で定める譲渡制限付株式（第二項において「承継譲渡制限付株式」という。）が交付されたときを含む。）は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、当該役務の提供を受ける内国法人の当該役務の提供を受けたことによる費用の額又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかつたことによる損失の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人は、特定譲渡制限付株式の一株当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において譲渡についての制限が解除された数その他当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならぬ。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条第一項中「おいては、当該合併」の下に「又は当該分割（第二条第十二号の九イ（定義）に規定する分割対価資産（以下この項において「分割対価資産」という。）の全てが分割法人の株主等に直接に交付される分割型分割に限る。以下この項において「特定分割型分割」という。）」を、「」は、当該合併法人」の下に「又は当該特定分割型分割に係る分割承継法人」を、「いう。」の下に「又は当該

特定分割型分割に係る分割対価資産」を、「当該新株等」の下に「又は当該分割対価資産」を加え、同条第二項中「当該超える」を「その超える」に改める。

第六十四条の四第三項中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「なつた法人」の下に「又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の三第一項（実施計画）に規定する実施計画に係る同項の認定を受けた医療法人」を、「目的」の下に「又は同条第一項に規定する救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施」を加え、同条第四項中「同項」を「同項」に改める。

第六十六条第一項中「百分の二十三・九」を「百分の二十三・二」に改める。

第六十九条第一項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十七項」を「第十六項」に改め、同条第四項第八号中「政令で定める利子を除き、」を削り、同項第十五号中「第七項から第九項まで」を「第六項から第八項まで」に、「第八項及び第九項」を「第七項及び第八項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「及び第十四項」を「及び第十

「三項」に、「（第十四項）を「（同項）に改め、同項第二号中「第十三項まで」を「第十一項まで」に、「及び第十三項」を「及び第十二項」に、「第十三項」を「同項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第十一項を同條第十一項とし、同條第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第十四項を同條第十三項とし、同條第十五項から第二十項までを一項ずつ繰り上げ、同條第二十一項中「第十四項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同條第二十項とする。

第七十二条第三項中「の要件」を削り、「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十五項」に、「同條第十七項」を「同條第十六項」に改める。

第八十二条の十二第一項中「百分の二十三・九」を「百分の二十三・一」に改める。

第八十二条の十五第七項中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十項」に、「同條第十一項」を「同條第十項」に改める。

第一百四十二条の二第一項第四号中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第一百四十三条第一項中「百分の二十三・九」を「百分の二十三・一」に改める。

第一百四十四条の二第四項第七号中「政令で定める利子を除き、」を削り、同条第六項中「第六十九条第十一項及び第十二項」を「第六十九条第十項及び第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第七項中「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十一項」を「第十一項」に改め、同条第九項中「第六十九条第十一項及び第十二項」を「第六十九条第十項及び第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め、同条第十項中「第六十九条第十六項から第十八項まで」を「第六十九条第十五項から第十七項まで」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改める。

第一百四十四条の四第四項第一号中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十五項」に、「第六十九条第十七項」を「第六十九条第十六項」に改める。

第一百四十四条の六第二項ただし書中「租税条約の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加える。

第一百四十九条第一項ただし書中「租税条約の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加え、同項第一号中「国内において行う」を「第一百四十二条各号に定める国内源泉所得に係る」に改め、「国内にあ

る」を削り、同項第一号及び第二号中「国内において行う」を「第一百四十二条各号に定める国内源泉所得に係る」に、「国内にある」を「当該国内源泉所得に係る」に改め、同条第二項中「租税条約の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加える。

第一百五十二条第三項中「国内において行う」を「第一百四十二条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る」に改め、「国内にある」を削る。

別表第二医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

（地方法人税法の一部改正）

第三条 地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第十二条第一項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第十二条第五項中「第六十九条第十五項」を「第六十九条第十四項」に改める。

第十五条第一項及び第二十三条第一項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

（相続税法の一部改正）